

令和5年度 矢沢中学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめに関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」は、「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けた（インターネットを通じて行われるものを含む）ことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義する。具体的には、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

尚、「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、学校の内外を問わず、いじめられた生徒の立場に立って行うこととする。

2 いじめ問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた生徒だけでなく、安心して学校生活を送っている生徒全員の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を及ぼす恐れがある。

従って、本校ではすべての生徒・教職員がいじめに対しての認識をしっかりと持ち、いじめに対して素早く気づき、対処、対応できるような対策を行い、いじめを許さず、また、いじめについて情報収集や共通理解をしながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他の問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。

3 いじめ防止の基本姿勢

いじめは人権の侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域の方々・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

また、いじめが疑われる状況が発生した場合は、全職員体制で適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

II いじめ問題に係る学校組織と教職員研修

1 いじめ問題に係る学校組織

(1) 生徒の情報交換といじめの防止等を効果的に行うため、「いじめ防止対策委員会（ケース会議）」を設置する。

(2) 〈構成員〉 校長 副校長 生徒指導主事 学年主任 養護教諭
教育相談担当 スクールカウンセラー

※ 必要に応じて関係職員が加わる

(3) 〈活動〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時には緊急開催とする。

2 いじめ防止のための教職員研修等

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質の向上に努める。
 - ① 生徒の声に耳を傾け、言動の裏側にある感情を読み取るなど、職員の感性と力を磨く。
 - ② 研修による共通理解に基づき、一人の判断による見逃しや抱え込みがないようにし、同僚性を高める。
- (2) いじめの問題にかかわる校内研修会を実施する。 年2回(5月・11月)
- (3) 学期ごとに自己評価し、課題に取り組む。 年2回(7月・12月)
- (4) 関係諸機関の研修会に積極的に参加する。

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見のための取組

1 いじめの未然防止の日常的な取組

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめの防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳や学級活動等の時間を利用し、いじめ防止を含む生活向上運動を年に数回展開する。また、生徒会活動において、生徒自らがいじめ問題について考える場として、6月1日の花巻市いじめ防止を考える日に合わせ、全校集会を行い、いじめゼロ宣言等の推進を図る。
- (4) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題に協議する機会を設け連携を図る。具体的には、学校通信等による広報活動や、懇談会(学年、学級、地域)・学校評議員会等で、生徒指導の実態にかかる情報提供と情報収集を行い、隠ぺい等の誤解を受けない透明性のある体制を維持する。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、外部講師を招き、携帯電話やインターネット等の情報モラル教育について生徒や保護者とともに学習する場を設定する。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめを早期に発見するために、在籍する生徒を対象にして定期的ないじめ実態調査を実施する。
 - ・いじめに関するアンケート・・・6月、11月、2月実施
 - ・悩み調査・・・・・・・・・・・・5月、10月、2月実施
- (2) いじめ実態調査実施後は学級担任との面談を速やかに実施するとともに、情報を全職員で共有し、全職員体制で継続的に指導を行う。(生活記録ノートや悩み調査も活用する)
- (3) 生徒及び保護者がいつでも気軽にいじめに係る相談を行うことができるように、窓口教員(教育相談担当)を設置し、スクールカウンセラーによる相談の実施等、相談体制を整備する。

IV いじめ問題発生時の取組と措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをすぐに辞めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する寄り添い支える支援と、いじめを行った生徒へ自らの行為の責任を自覚させる指導とその保護者への助言を継続的に行う。【速やかに全職員で情報を共有し、いじめ防止対策委員会に対応する】
- (3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) インターネットによるいじめが発覚した場合は、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性により、校内だけで解決できないことがあるため、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対処する。
- (7) 職員は、いじめに係る情報を適切に記録（事実の記録、支援のための記録）しておく。
- (8) いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることとする。
 - ① いじめに係る行為（心理的、物質的な影響を与える行為）が少なくとも3カ月の期間止んでいる。
 - ② 被害生徒及び保護者が心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

V いじめによる重大事案への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。また、重大事態の疑いが生じた段階で調査を開始する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（重大事態対策委員会）を設置する。
- (3) 重大事態対策委員会は、いじめ防止対策委員会の構成員に加え、教育委員会からの指導により組織し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 学校評価

いじめを隠蔽せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取り組みを紹介する。

- 1 いじめの未然防止に関する取り組みを行ったか。
- 2 いじめの早期発見に関する取り組みを行ったか。

VII その他

- 1 道徳教育や命の教育をより推進する。
- 2 「いわての復興教育」の推進により豊かな人間関係を確立させる。
- 3 「やさわの園」「デイサービスセンターどんぐり」や「独居老人等」との交流により豊かな心を培う。
- 4 生徒会活動による「いじめゼロ宣言」等の推進により、日常のより良い人間関係づくりを図る。
- 5 『5つの誓い』（腰塚勇人先生）の活用による「わかりあう」人間関係づくりに努める。

